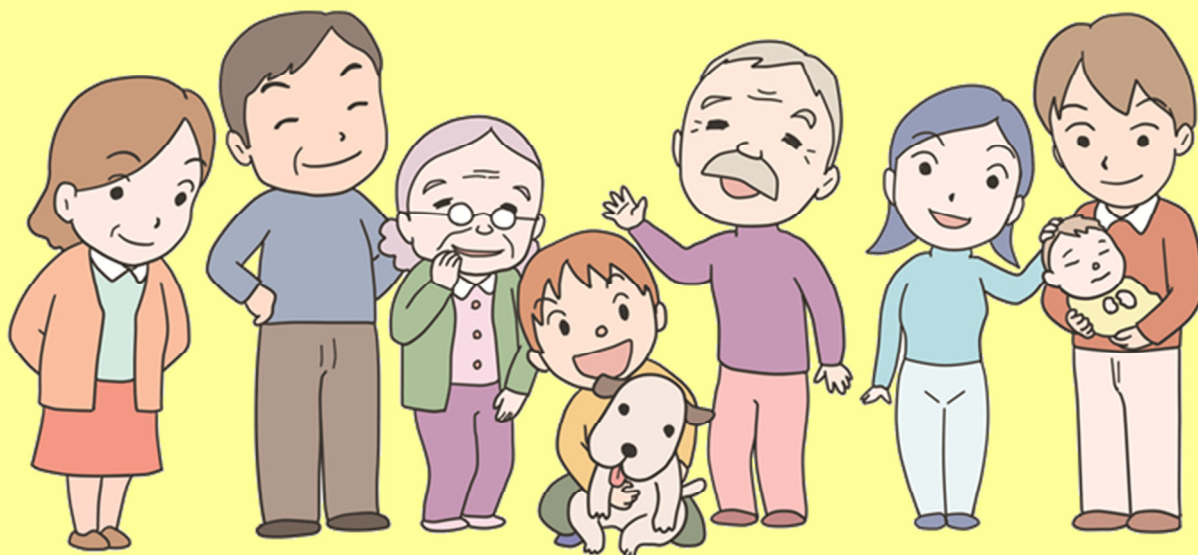


新城市第2次地域福祉計画

概要版

計画期間

平成27年度 >>> 平成31年度



平成27年3月

新城市

1 策定の趣旨

私たちを取り巻く社会環境は、少子・高齢社会の進展や地域の連帯感の希薄化などにより、大きく変化しています。また、社会的な配慮が必要な高齢者や障がい者が増加していることに加え、青少年や中年層においても、生活不安やストレスの増大を原因とする新たな社会問題も出てきています。

こうした中、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助け合う関係やその仕組みづくりを行う「地域福祉」という考えが改めて重要になっています。

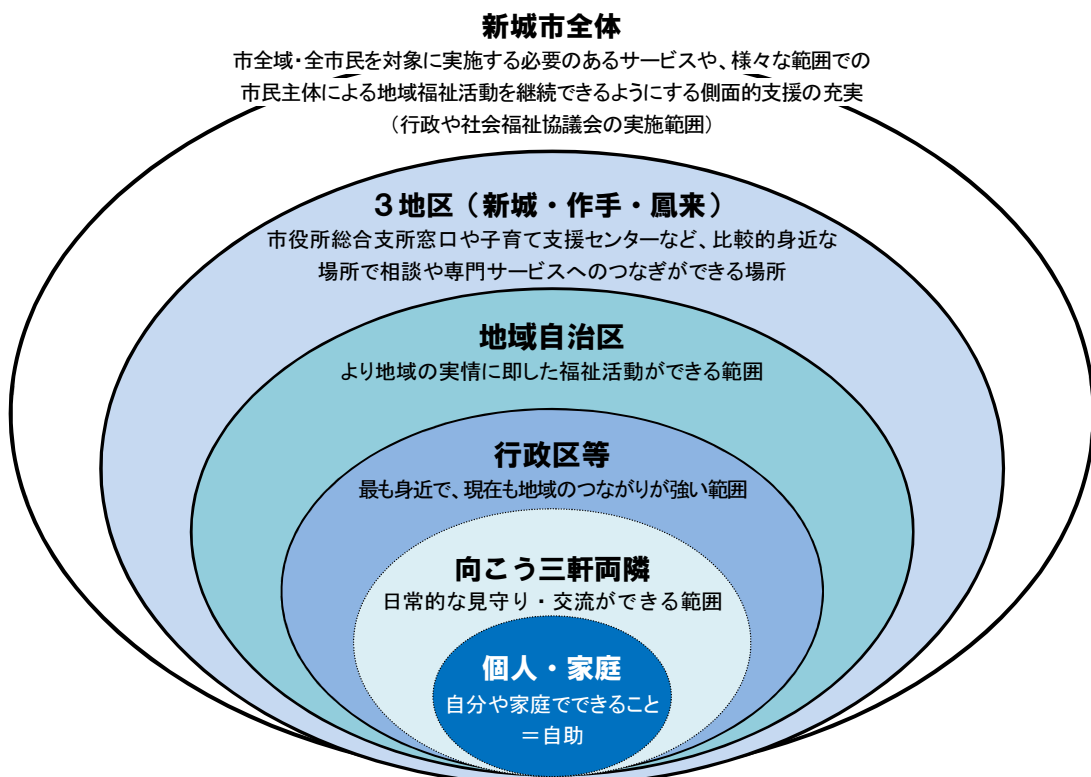
本計画の策定にあたっては、これまでの本市の地域福祉の取り組みについて評価を行い、そこから見える課題への対応を図ることで一層の地域福祉の推進をめざします。

2 地域福祉の基本的な考え方

「地域福祉」は、それぞれの地域において安心して暮らせるよう、地域住民や福祉関係者、行政がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組むという考え方です。

社会福祉法には、地域住民、福祉関係者等が相互に協力して、地域福祉の推進に努めるように定められています。

多様な主体による福祉活動は、その取組内容やサービス内容によって、さまざまな形態があり、「地域」の範囲も多様であると考えられ、下図のように、市全体がいくつもの層によって重層化されることで、相互に連携し、福祉活動が活発化すると考えます。



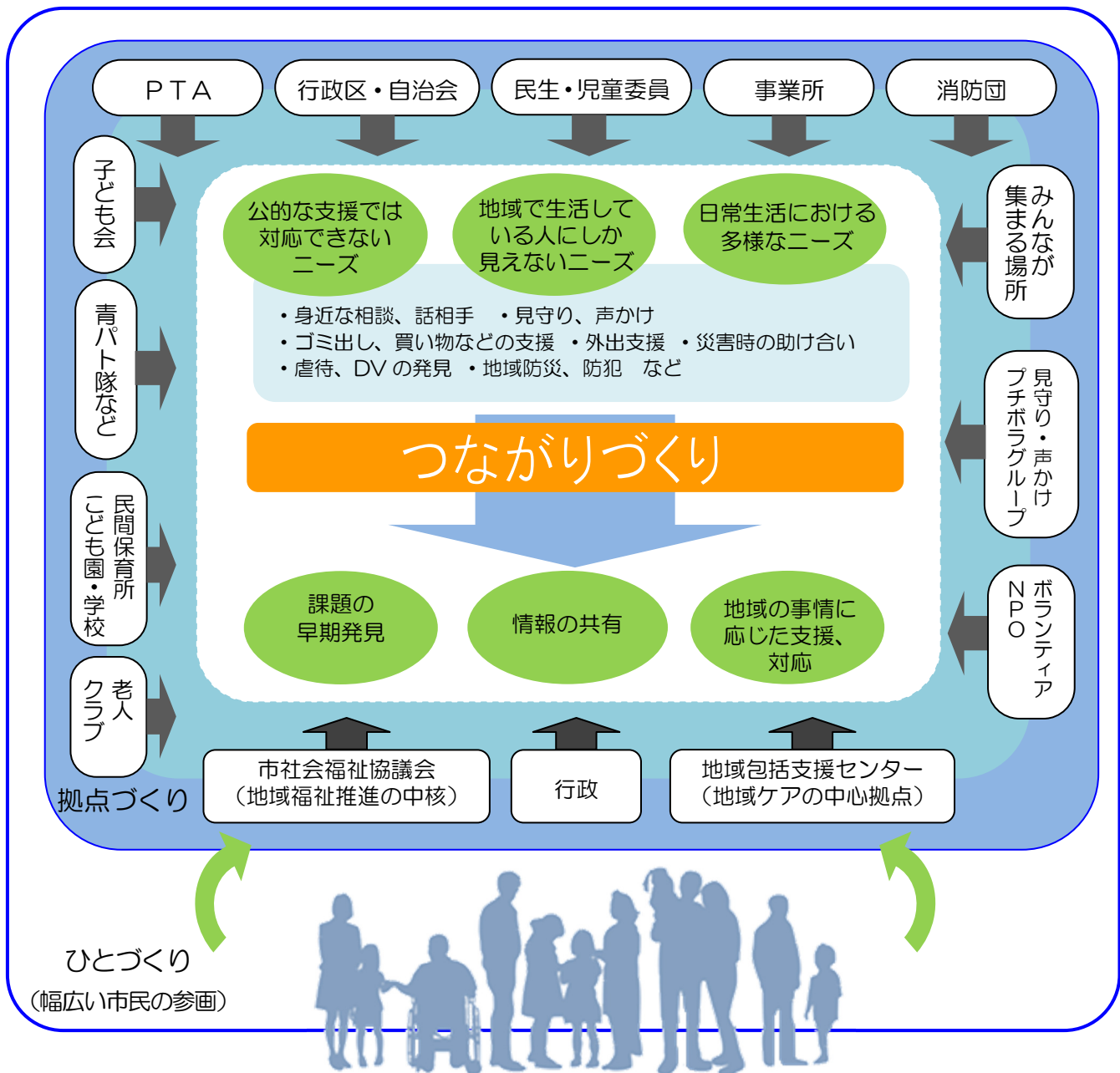
3 計画の基本理念

第1次計画では地域の困りごとに対し、身近な地域で多様な主体のネットワークによって解決する仕組みづくりに取り組んできました。

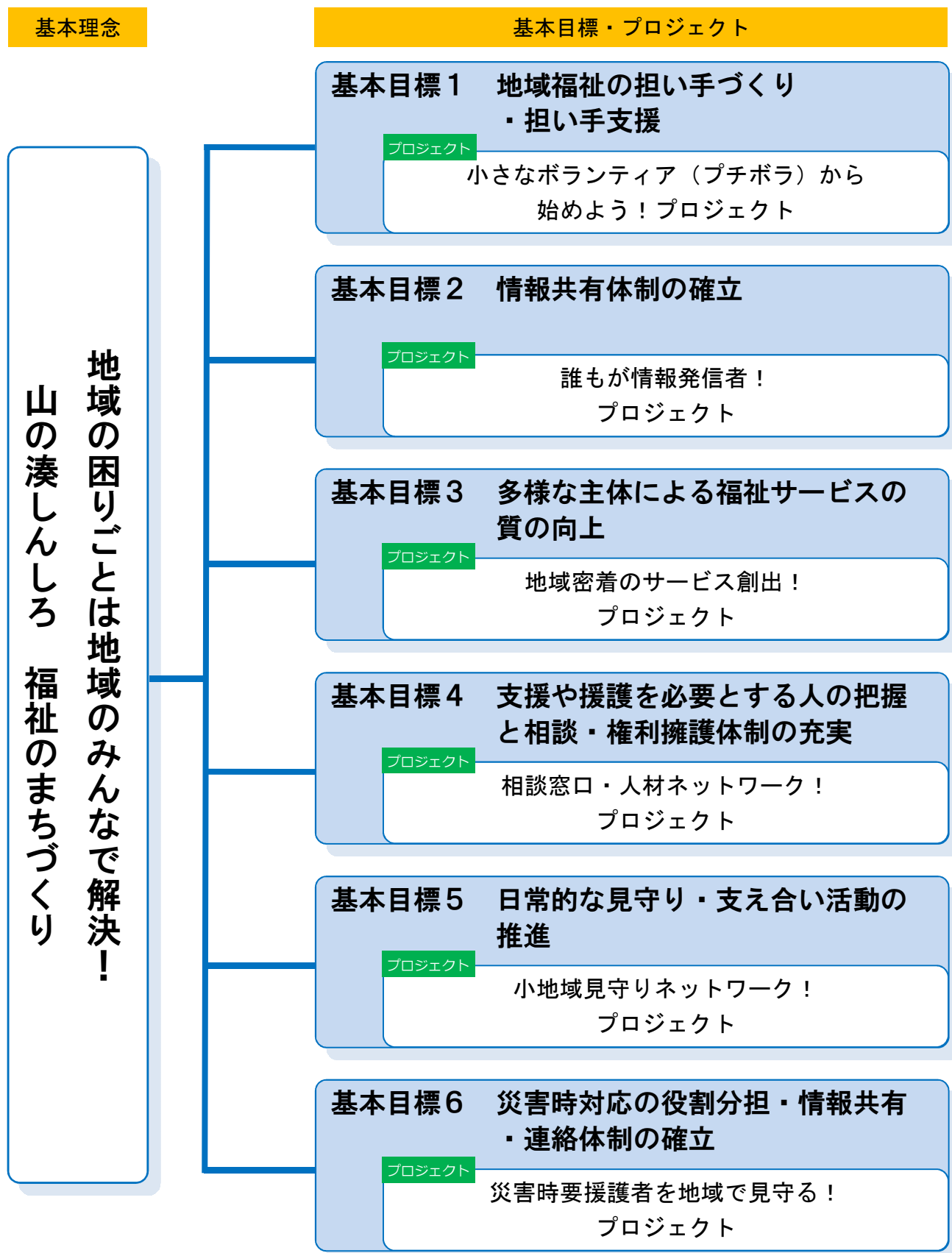
第2次計画においては、地域福祉の一層の推進を図るため、身近な困りごとを解決するネットワーク力の向上を図り、誰もが自分らしく、安心して幸せに暮らしていけるまちづくりを目指し、以下のような基本理念とします。

地域の困りごとは地域 みんなで解決！ 山の湊しんしろ 福祉のまちづくり

【地域福祉推進イメージ】



4 施策体系



※プロジェクトとは…課題や目標にあわせて、関係者の取り組みを一体化したものであり、このプロジェクトそのものが、“新城市の地域福祉”です。

5 地域福祉の推進

基本目標 1 地域福祉の担い手づくり・担い手支援

ボランティア活動について情報提供を行ったり、ボランティアの養成を行うなど新たな地域福祉の担い手づくりに取り組みます。また、地域福祉活動に取り組む人や団体の活動を支援し、活動の一層の推進を図ります。

地域みんなで進めるプロジェクト

小さなボランティア（プチボラ）から始めよう！プロジェクト

- ①プチボラの意識を広めるとともに、短い時間で体験可能なボランティア活動の機会を増やします。
- ②地域で活躍している個人ボランティアや団体の活動を積極的に紹介します。
- ③継続的に生涯を通じてボランティア活動ができるように支援していきます。



基本目標 2 情報共有体制の確立

支援を必要とする人の状況や地域の状況を把握するために意見交換の場を設け、情報共有や把握した情報を適切に発信し、地域の課題解決に向けた取り組みを推進します。

地域みんなで進めるプロジェクト

誰もが情報発信者！プロジェクト

- ①市民からの情報発信の機会を増やします。
- ②福祉関係者からの情報発信力を高めます。
- ③身近な地域での活動で、福祉サービス等に関する情報提供や情報交換の機会を増やします。



基本目標3 多様な主体による福祉サービスの質の向上

地域福祉は多様な主体が担っており、これらの主体が相互に連携を図ることで、より効果的に福祉サービスを提供することができます。それぞれの主体が質の高い福祉サービスの提供に向けて取り組むとともに、関連するさまざまな主体が集まる会議等を通じて連携を図り、効果的な福祉サービスの提供を促進します。

地域のみんで進めるプロジェクト

地域密着のサービス創出！プロジェクト

- ①地域の課題を把握し、新たなサービスを創り出すまでの仕組みの充実を図り、地域密着のニーズに見合ったサービスを生み出します。
- ②サービスの質を高める取り組みを促します。



基本目標4 支援や援護を必要とする人の把握と相談・権利擁護体制の充実

支援を必要とする人に適切なサービスや支援を提供していくためには、そうした人を把握し、必要なサービスにつなげていくことが必要です。

専門機関との連携や情報交換を通じて支援・援護が必要な人を把握するとともに、その後の支援・援護につなげる体制の充実を図ります。

地域のみんで進めるプロジェクト

相談窓口・人材ネットワーク！プロジェクト

- ①問題の迅速、かつ適切な解決のため、相談に関わる機関、専門職、NPO、市民等が連携・協力する機会を増やします。
- ②相談を担う人材の育成を図ります。
- ③権利擁護センター（仮称）の設置に向けた検討をします。
- ④プライバシーに配慮した相談環境の整備を図ります。



基本目標5 多様な主体による福祉サービスの質の向上

地域の人との付き合い方や関係が変化する中でも、地域で助け合うことの必要性は多くの人が感じています。

支援や援護を必要とする人やその家族が地域の中で安心して暮らせるよう、日ごろの見守り・支え合いの活動を推進していきます。

地域みんなで進めるプロジェクト

小地域見守りネットワーク！プロジェクト

- ①身近な地域という単位で、見守り・支え合いを組織的に継続して行える体制の構築を図ります。
- ②見守り活動に関わる市民を増やします。
- ③障がいや認知症など、コミュニケーション支援を必要とする方への地域住民の理解を高める取り組みを実施します。



基本目標6 災害時対応の役割分担・情報共有・連絡体制の確立

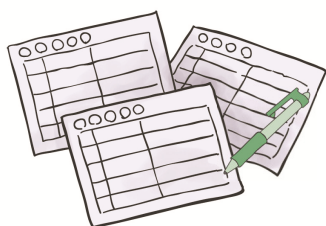
災害時の対応の重要性が改めて見直される中、地域によって自然条件などが大きく異なる本市においては、それぞれの地域に応じた災害時への備えが必要です。

被害を最小限に食い止めるために、多様な主体と連携し、災害時におけるそれぞれの役割や情報の共有、連絡体制の整備に取り組みます。

地域みんなで進めるプロジェクト

災害時要援護者を地域で見守る！プロジェクト

- ①身近な地域という単位で、災害時要援護者対策を組織的に行える体制の構築を図ります。
- ②一般市民を含め、関係者の役割を明確化し、周知します。
- ③新城市災害時要援護者避難支援計画に基づき、モデル地区から順次シミュレーションを実施します。

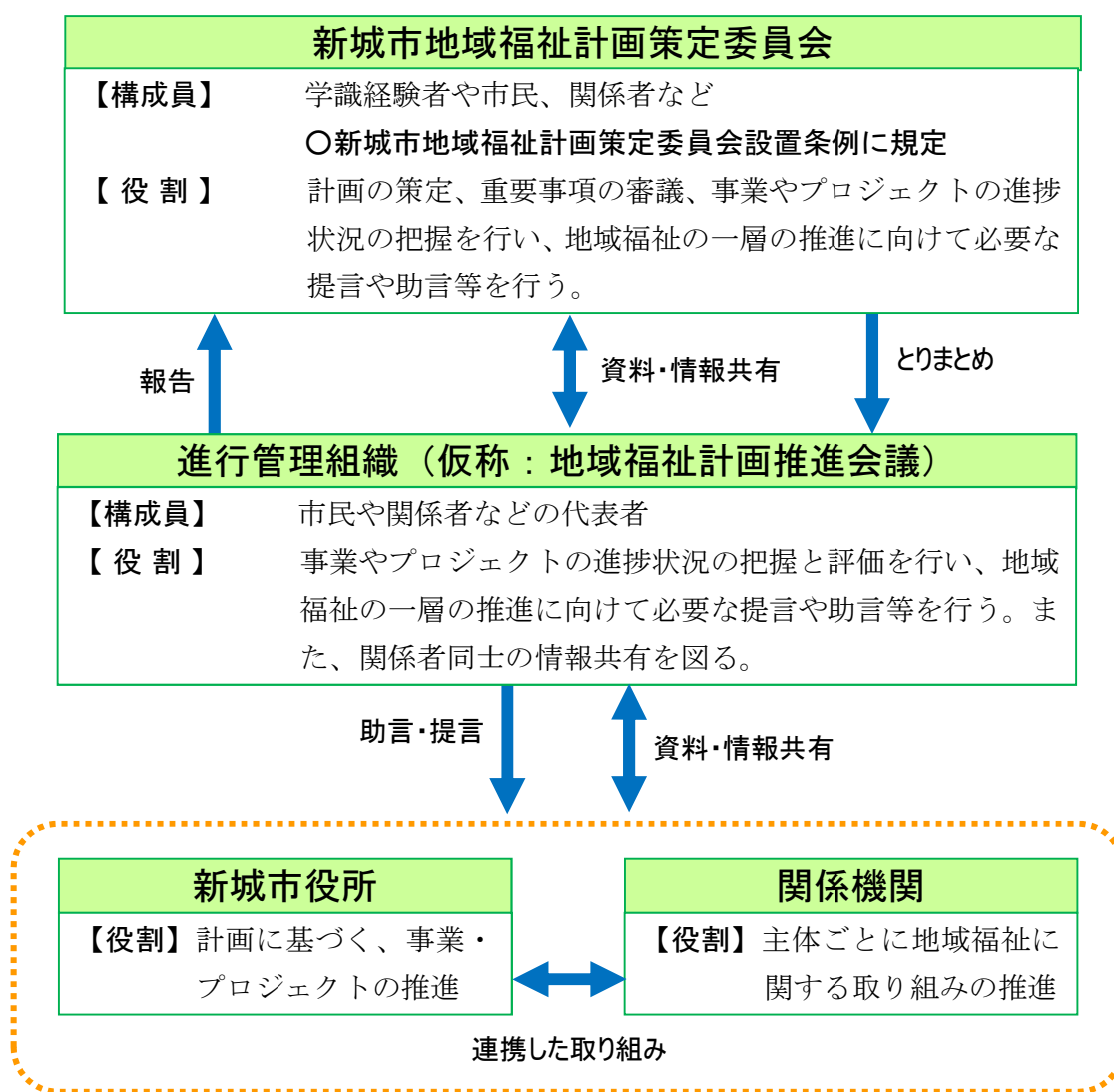


6 計画の推進体制

第2次計画では、新城市地域福祉計画策定委員会において審議された計画について、計画期間中の毎年度の評価や進捗状況について進行管理を行う組織「(仮称：地域福祉計画推進会議)」を設置し、計画の更なる推進を図ります。

進行管理を行う組織においては、主な事業・活動についての評価や主体別の役割などの取り組み状況をしっかりと把握・確認し、各基本目標のプロジェクトが推進されているかどうか、進捗状況などについて評価を行います。

これら評価したものは第2次計画3年目の中間評価時において、次回、新城市地域福祉計画策定委員会に報告、この結果報告を踏まえ、計画が更に推進するための重要事項の審議をしていきます。



発行：新城市

編集：新城市 福祉課

住所：〒441-1392 愛知県新城市字東入船6-1

TEL：0536-23-7624 FAX：0536-23-2002